

○踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）（抄）（第一条関係）	1
○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）	4
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第三条関係）	16
○高速自動車国道法施行令（昭和三十三年政令二百五号）（抄）（第四条関係）	24
○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）（第五条関係）	27
○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）（第六条関係）	28
○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）（第七条関係）	29
○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）（第八条関係）	30
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第九条関係）	31
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第十条関係）	32
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百四号）（抄）（第十一条関係）	34
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五号）（抄）（第十二条関係）	35
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第十三条関係）	36
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第十四条関係）	37
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）	38
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（附則第三条関係）	39
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第四条関係）	40

改 正 案	現 行
<p>（地方踏切道改良計画の写しの送付）</p> <p>第一条 都道府県知事は、踏切道改良促進法（以下「法」という。） 第四条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の 規定により地方踏切道改良計画の提出を受けたときは、遅滞なく、 地方運輸局長に当該地方踏切道改良計画の写しを送付しなければ ならない。</p> <p>（補助の対象とする鉄道事業者）</p> <p>第二条 法第十条第一項の政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方公共団体以外の鉄道事業者にあつては、次に掲げる要件に 該当するもの</p> <p>イ 保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した年 が一月一日から二月末日までである場合には、（前年）の四月一 日の属する事業年度の前事業年度末から遡り一年間（以下この 条において「前事業年度」という。）における鉄道事業（軌道 業を含む。以下この条において同じ。）の損益計算において欠 損若しくは営業損失を生じているもの又は当該損益計算におい て生じた営業利益の金額が前事業年度末における鉄道事業の事 業用固定資産の価額の七分に相当する金額を超えないものであ ること。</p> <p>ロ 前事業年度における鉄道事業者が経営する<u>全ての事業を通じ</u> た損益計算において欠損若しくは営業損失を生じているもの又 は当該損益計算において生じた営業利益の金額が前事業年度末 における<u>全ての事業の事業用固定資産の価額の一割に相当する</u> 金額を超えないものであること。</p> <p>二 （略）</p>	<p>（立体交差化計画等の写しの送付）</p> <p>第一条 都道府県知事は、踏切道改良促進法（以下「法」という。） 第四条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規 定により立体交差化計画等の提出を受けたときは、遅滞なく、地方 運輸局長に当該立体交差化計画等の写しを送付しなければならない。</p> <p>（補助の対象とする鉄道事業者）</p> <p>第二条 法第八条第一項の政令で定める鉄道事業者は、次の各号に掲 げるものとする。</p> <p>一 地方公共団体以外の鉄道事業者にあつては、次に掲げる要件に 該当するもの</p> <p>イ 保安設備整備計画に係る改良の工事が完了した日（保安設備 整備計画に係る改良の工事が完了した日が一月一日から二月末 日までである場合には、（前年）の四月一日の属する事業年度の 前事業年度末からさかのぼり一年間（以下「前事業年度」とい う。）における鉄道事業（軌道業を含む。以下同じ。）の損益 計算において欠損若しくは営業損失を生じているもの又は当該 損益計算において生じた営業利益の金額が前事業年度末におけ る鉄道事業の事業用固定資産の価額の七分に相当する金額を超 えないものであること。</p> <p>ロ 前事業年度における鉄道事業者が経営する<u>すべての事業を通</u> じた損益計算において欠損若しくは営業損失を生じているもの 又は当該損益計算において生じた営業利益の金額が前事業年度 末における<u>すべての事業の事業用固定資産の価額の一割に相当</u> する金額を超えないものであること。</p> <p>二 （略）</p>

(補助を行う都道府県又は市町村)

第三条 法第十条第二項の規定による補助は、保安設備の整備による改良を実施した指定踏切道が、一般国道又は都道府県道に係る場合は当該指定踏切道の存する都道府県(当該指定踏切道が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区域内に存する場合は、当該指定都市)が、市町村道に係る場合は当該指定踏切道の存する市町村が行うものとする。

(補助の限度)

第四条 法第十条第一項又は第二項の規定による補助は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額に、同条第一項の規定によるものにあつては二分の一を、同条第二項の規定によるものにあつては三分の一をそれぞれ乗じて得た額に相当する金額を限度として行うものとする。

(貸付けの対象となる工事)

第五条 法第十一条第一項の政令で定める踏切道の改良の工事は、連続立体交差化工事(鉄道の線路の地下移設又は高架移設をすることにより、一連の踏切道を改良する工事をいう。)のうち円滑な交通に著しい支障がある踏切道として国土交通省令で定めるものを改良する工事を含む工事(次条において「特定連続立体交差化工事」という。)とする。

(立体交差化工事施行者の要件)

第六条 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特定連続立体交差化工事に関し、法第四条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により提出された地方踏切道改良計画又は法第五条第一項の規定により作成された国踏切道改良計画(当該国踏切道改良計画の変更があつたときは、その変更後のもの)に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。

二・三 (略)

(補助を行う都道府県又は市町村)

第三条 法第八条第二項の規定による補助は、保安設備整備計画に係る改良を実施した踏切道が、一般国道又は都道府県道に係る場合は当該踏切道の存する都道府県(当該踏切道が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区域内に存する場合は、当該指定都市)が、市町村道に係る場合は当該踏切道の存する市町村が行うものとする。

(補助の限度)

第四条 法第八条第一項又は第二項の規定による補助は、保安設備整備計画の実施のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額に、同条第一項の規定によるものにあつては二分の一を、同条第二項の規定によるものにあつては三分の一をそれぞれ乗じて得た額に相当する金額を限度として行うものとする。

(貸付けの対象となる工事)

第五条 法第九条第一項の政令で定める踏切道の改良の工事は、連続立体交差化工事(鉄道の線路の地下移設又は高架移設をすることにより、一連の踏切道を改良する工事をいう。)のうち円滑な交通に著しい支障がある踏切道として国土交通省令で定めるものを改良する工事を含む工事(次条において「特定連続立体交差化工事」という。)とする。

(立体交差化工事施行者の要件)

第六条 法第九条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特定連続立体交差化工事に関し、法第四条第一項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により提出された立体交差化計画又は同条第六項の規定により作成された立体交差化計画(当該立体交差化計画の変更があつたときは、その変更後のもの)に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。

二・三 (略)

(国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準)

第七条 法第十一条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2 法第十一条第一項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(省令への委任)

第八条 この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申請の手続その他法第十条第一項の規定による補助及び法第十一条第一項の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準)

第七条 法第九条第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2 法第九条第一項の国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(省令への委任)

第八条 この政令に規定するもののほか、補助及び資金の貸付けの申請の手続その他法第八条第一項の規定による補助及び法第九条第一項の規定による資金の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

改 正 案	現 行
<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）</p> <p>第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>十二・十三 （略）</p> <p>2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十号から第十二号までに掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p>	<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）</p> <p>第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一・十二 （略）</p> <p>2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十号及び第十一号に掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>

四 (略)

(管理の特例の場合の読替規定)
 第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十条第五項	第五十条第四項	第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項	(略)	第十三条第四項、第十九条第二項	(略)	読み替える規定
国道の所在する都道府	当該国道の所在する都道府県	他の都道府県	(略)	都道府県の	(略)	読み替えられる字句
国道の	当該国道の所在する指定市	都道府	(略)	指定市の	(略)	読み替える字句(法第十七条第一項の場合)
指定市	指定市以外の当該国道の所在するもの	都道府	(略)	指定市以外の市の	(略)	読み替える字句(法第十七条第二項の場合)

三 (略)

(管理の特例の場合の読替規定)
 第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十条第五項	(新設)	第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二項	(略)	第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項	(略)	読み替える規定
関係都道府県	(新設)	他の都道府県	(略)	都道府県の	(略)	読み替えられる字句
指定市	(新設)	都道府	(略)	指定市の	(略)	読み替える字句(法第十七条第一項の場合)
指定市	(新設)	都道府	(略)	指定市以外の市の	(略)	読み替える字句(法第十七条第二項の場合)

<p>第二十一条、第二十二 条第一項、第二十二 条の二、第二十三條第 一、第二十四條、第二 十四條の二第一項及び 第三項、第二十四條の 三、第二十八條の第二 一、第三十二條、第 三十三條第一項、第三 十四條から第三十六條 まで、第三十八條、第 三十九條第一項、第三 十九條の二第一項、第 三十九條の三第一項、</p>	(略)	読み替える規定	<p>道路管理者</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>県</p>			
	(略)	読み替える規定				<p>道路管理者等</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>関係都道府県</p>
	(略)	読み替える規定						<p>指定市 及び関 係都 道府 県</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>指定市 以外の 市及び 関係都 道府県</p>	<p>市で 道の 所 在す る もの</p>	<p>以外 の 国</p>	

2 (略)

3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第二十一条、第二十二 条第一項、第二十二 条の二、第二十三條第 一、第二十四條、第二 十四條の二第一項及び 第三項、第二十四條の 三、第二十八條の第二 一、第三十二條、第 三十三條第一項、第三 十四條から第三十六條 まで、第三十八條、第 三十九條第一項、第三 十九條の二第一項、第 三十九條の三第一項、</p>	(略)	読み替える規定	<p>道路管理者</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>及び関 係都 道府 県</p>			
	(略)	読み替える規定				<p>道路管理者等</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>指定市 以外の 市及び 関係都 道府県</p>
	(略)	読み替える規定						<p>指定市 以外の 市及び 関係都 道府県</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>指定市 以外の 市及び 関係都 道府県</p>	<p>市で 道の 所 在す る もの</p>	<p>以外 の 国</p>	

2 (略)

3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第二項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項及び第三項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第二項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、

第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第二項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十

<p>第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>	(略)	<p>4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項</p>
	(略)				
	(略)		読み替えられる字句	(略)	道路管理者等
	(略)		読み替える字句	(略)	道路管理者等

<p>六条第五項</p>	(略)	<p>4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項</p>
	(略)				
	(略)		読み替えられる字句	(略)	道路管理者等
	(略)		読み替える字句	(略)	道路管理者等

<p>まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七、第四十七條の八第一項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の二十四、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二から第六十九條まで、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(道路管理者の権限の代行)

第四條 法第二十七條第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 二十三日 (略)

二十四 法第四十八條の二十四の規定により道路協力団体と協議(

当該協議が成立することをもつて、法第二十四條本文の規定による承認(道路に関する工事の施行に係るものに限る。)又は法第三十二條第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものと

<p>まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七、第四十七條の八第一項、第四十八條の十七第一項、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二から第六十九條まで、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(道路管理者の権限の代行)

第四條 法第二十七條第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 二十三日 (略)

みなされるものに限る。)をすること。

二十五(三十八) (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号(法第三十九条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十二号から第十五号まで、第十七号、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第三十号まで、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限

二(四) (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく占用料並びに法第十四条の二第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金(第十五号において「駐車料金等」という。)を徴収すること。

六(九) (略)

十 法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十一 法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十二 法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

二十四(三十七) (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号(法第三十九条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十二号から第十五号まで、第十七号、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号に掲げる権限

二(四) (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく占用料並びに法第十四条の二第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金(第十一号において「駐車料金等」という。)を徴収すること。

六(九) (略)

十三 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の施行に係るものに限る。）があつたもの）とみなされるものに限る。）をすること。

十四（二十七）（略）

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十八号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条（略）

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の十七第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の二十第一項の規定による指定若しくは法第四十八條の二十二第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞

十五（二十三）（略）

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十七号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条（略）

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の十七第一項の規定による協定を締結し、又は法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞

なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〇五 (略)

六 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

七 (略)

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十五号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十号(法第四十八条の第二項の規定に係る部分に限る。)、第十一号(法第四十八条の二十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第十八号、第二十号から第二十三号まで及び第二十七号並びに前項第二号から第七号までに掲げる権限

二〇四 (略)
五・六 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に应じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占

なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一〇五 (略)

六 (略)

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十五号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号並びに前項第二号から第六号までに掲げる権限

二〇四 (略)
五・六 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に应じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下こ

用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2.5.4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日)から一月以内に納入告知書(法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行つている場合にあつては、納入通知書)により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2.3 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十

の項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2.5.4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日)から一月以内に納入告知書(法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行つている場合にあつては、納入通知書)により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2.3 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可

一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

（他の都道府県に分担させる負担金に関する基準）

第二十条 国土交通大臣は、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

（国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用）

第二十六条 第二十条、第二十一条第一項、第二十二条並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三条第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外以外の市で当該国道の所在するもの」と、第二十一条第一項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外以外の市が法」と、同項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市

をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

第二十条 削除

（国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用）

第二十六条 第二十一条第一項、第二十二条並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、同項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、同項中「都道府県」と、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指

の「又は「指定市以外の市の」と、第二十一条第一項並びに第二十三條第一項、第二項、第五項及び第六項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三條第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第五項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と、同条第六項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは、「国道新設等国庫負担額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第二十条及び第二十二條の規定は、法第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、「当該国道の所在する都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの」と、第二十二條中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

4 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)
第三十条の五 前三條の規定は、法第二十七條第二項の規定により指定市以外の市町村が第四條第一項第二十七号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八條の三 法第九十七條第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第十三号に掲げるものとする。
2 法第九十七條第一項第三号の政令で定める事務は、第四條の二第一項第五号及び第十五号に掲げるものとする。

指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三條第一項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第五項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と、同条第六項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは、「国道新設等国庫負担額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第二十二條の規定は、法第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十二條中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

4 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)
第三十条の五 前三條の規定は、法第二十七條第二項の規定により指定市以外の市町村が第四條第一項第二十六号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八條の三 法第九十七條第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第十二号に掲げるものとする。
2 法第九十七條第一項第三号の政令で定める事務は、第四條の二第一項第五号及び第十一号に掲げるものとする。

改 正 案

現 行

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）
 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定 句	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じ て読み替える字句	（略）	（略）
			（略）	（略）
第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十	道路管理者	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	（略）	（略）
	機構	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	（略）	（略）
	地方道路公社		（略）	（略）

読み替える規定 句	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じ て読み替える字句	（略）	（略）
			（略）	（略）
第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十	道路管理者	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	（略）	（略）
	機構	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	（略）	（略）
	地方道路公社		（略）	（略）

九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十六条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び

九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第六十六条第一項、第六十六条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第

第五項、第七十二 条第一項及び 第三項、第七十 二条の二第一項 、第八十七條第 一項、第九十一 条第三項、第九 十六條第五項	(略)	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市 町村道に限る。）の管理についての法第五十四條第一項の規定に よる道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ る字句とする。	(略)	(略)	第十八條第二項 、第二十條第五 項、第二十一條 、第二十二條第 一項、第二十二 條の二、第二十 三條第一項、第 二十四條、第二 十四條の二第三 項、第二十四條 の三、第二十八 條第一項及び第 三項、第三十二 條、第三十三條 第一項、第三十	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	道路管理者	(略)	読み替える字句	有料道路管理者	(略)	読み替える字句

一項及び第三項 、第七十二條の 二第一項、第八 十七條第一項、 第九十一條第三 項、第九十六條 第五項	(略)	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市 町村道に限る。）の管理についての法第五十四條第一項の規定に よる道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ る字句とする。	(略)	(略)	第十八條第二項 、第二十條第五 項、第二十一條 、第二十二條第 一項、第二十二 條の二、第二十 三條第一項、第 二十四條、第二 十四條の二第三 項、第二十四條 の三、第二十八 條第一項及び第 三項、第三十二 條、第三十三條 第一項、第三十	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	道路管理者	(略)	読み替える字句	有料道路管理者	(略)	読み替える字句

四九条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の八、第四十七條の十一第一項及び第三

四九条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の八、第四十七條の十一第一項及び第三

項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五

項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の

(略)	項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第七十三條第一項から第三項まで、第七十五條第四項及び第五項、第七十六條、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十條第二項、第九十一條第二項及び第三項、第九十二條第四項、第九十五條の二、第九十六條第三項から第五項まで、第九十三條第四号及び第五号、第九十四條第一号、第三号及び第四号、第九十五條、第九十六條第一号
(略)	
(略)	

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四條第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五條の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一條中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・

(略)	二第一項、第七十三條第一項から第三項まで、第七十五條第四項及び第五項、第七十六條、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十條第二項、第九十一條第二項及び第三項、第九十二條第四項、第九十五條の二、第九十六條第三項から第五項まで、第九十三條第四号及び第五号、第九十四條第一号、第三号及び第四号、第九十五條、第九十六條第一号
(略)	
(略)	

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四條第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五條の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一條中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・

債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第三十七号第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄	(略)
第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項	道路管理者	国土交通大臣	機構				

債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第三十七号第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄	(略)
第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項	道路管理者	国土交通大臣	機構				

(略)	<p>まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十条第十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十六条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条第一項、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項</p>
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	<p>まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十条第十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十六条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第七十二条の二第一項、第九十六条第五項</p>
(略)	
(略)	
(略)	

改正案		現行	
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>読み替える道路法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項か</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>道路管理者</p>
<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項か</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>道路管理者</p>

ら第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第二項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第四十八条の二十から第四十八条の二十二まで、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条

ら第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第二項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二

(略)	第六十条	三 第四十八条の二十 路管理者	第四十七条の八第 二項、第四十八條 の十八第三項	(略)	の二、第六十八條 、第七十一條第一 項から第五項まで 、第七十二條の二 第一項、第九十一 條第二項、第九十 二條第四項、第九 十六條第五項、第 百三條第四号及び 第五号、第四百四 第一号、第三号及 び第四号、第四百 五號、第四百六號 第一号
(略)	この法律	国土交通大臣又は道 路管理者	道路管理者の	(略)	
(略)	この法律及び高速自動車 国道法	国土交通大臣	関係地方整備局又は北海 道開発局の	(略)	
(略)	第六十条	(新設)	第四十七条の八第 二項、第四十八條 の十八第三項	(略)	第一項、第九十一 條第二項、第九十 二條第四項、第九 十六條第五項、第 百三條第四号及び 第五号、第四百四 第一号、第三号及 び第四号、第四百 五號、第四百六號 第一号
(略)	この法律	(新設)	道路管理者の	(略)	
(略)	この法律及び高速自動車 国道法	(新設)	関係地方整備局又は北海 道開発局の	(略)	

改 正 案	現 行
<p>（基幹道路の指定等） 第五条（略） 2・3（略） 4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5（略） 6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等） 第五条（略） 2・3（略） 4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5（略） 6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

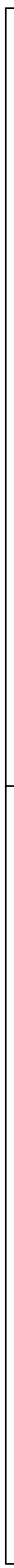
改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（基幹的な市町村道等の指定等） 第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5（略）</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹的な市町村道等の指定等） 第二条 法第十一条第一項の政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連連道については農林水産大臣とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5（略）</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（基幹道路の指定等） 第七条（略） 2・3（略） 4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5（略） 6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等） 第七条（略） 2・3（略） 4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5（略） 6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第十九条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十八号、第十九号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十四号（同法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第十九条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十八号、第十九号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第四号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分、同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分及び同項第二十四号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）</u>、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 機構は、第二項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十二号及び第二十三号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第三十一号に係る部分に限る。）<u>、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）</u>、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間）</p> <p>第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、<u>法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に係る部分に限る。）<u>及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）</u>に掲げる権限</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分及び同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分に限る。）<u>、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）</u>、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 機構は、第二項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十二号及び第二十三号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第三十号に係る部分に限る。）<u>、第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）</u>、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間）</p> <p>第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、<u>法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に係る部分に限る。）<u>及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）</u>に掲げる権限</p> <p>二 四（略）</p>



○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に關する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第六条（略） 2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十八号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号若しくは第三十号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4（略） 5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第六条（略） 2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十七号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4（略） 5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号若しくは第三十号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>附則抄</p> <p>（道路局道路交通管理課の所掌事務の特例）</p> <p>第十七条 道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること。</p> <p>二 踏切道改良促進法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画及び同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画に関すること（保安設備の整備に関するものを除く。）。</p>	<p>附則抄</p> <p>（道路局道路交通管理課の所掌事務の特例）</p> <p>第十七条 道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定による踏切道の指定（保安設備の整備に係るものを除く。）及び同法第四条第一項に規定する立体交差化計画等に関する事務をつかさどる。</p>

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第三十号、第三十三号及び第三十四号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二條第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三條」と、「同條第二項」とあるのは「同條」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第二十九号、第三十二号及び第三十三号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二條第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三條」と、「同條第二項」とあるのは「同條」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十八号及び第二十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4～6（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十八号、第十九号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、<u>第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号</u>（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>3 2 （略） 3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四条第一項第二十九号及び第三十号</u>に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十八号、第十九号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、<u>第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号</u>（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>3 2 （略） 3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四条第一項第二十八号及び第二十九号</u>に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</p>